

# サイバー安全保障態勢の整備の推進に関する法律案 概要

## 目的(第1条)

国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、我が国の安全保障を確保するためには、**重大サイバー攻撃事態の発生の未然防止等**※が極めて重要となっていることに鑑み、**サイバー安全保障態勢の整備**を総合的かつ集中的に推進

※ 重大サイバー攻撃事態の発生を未然に防止し、重大サイバー攻撃事態が発生した場合には的確かつ迅速に対処すること

## 基本理念(第3条)

① サイバー安全保障態勢の整備の推進は、**重大サイバー攻撃事態の発生の未然防止等並びに重大サイバー攻撃事態が発生する前の段階及び重大サイバー攻撃事態が発生した段階を通じた機動的かつ効果的な対処**が可能となるようにすることにより、**我が国及び国民の安全の確保**に資することを旨として、行われなければならない

② サイバー安全保障態勢の整備の推進に当たっては、**能動的サイバー防御措置**※の重要性に留意しなければならない

※ サイバー攻撃の兆候について情報を収集し、サイバー攻撃の主体を探知し、又はサイバー攻撃を排除するための措置であって、サイバー攻撃の発生が回避されるようにし又はサイバー攻撃が発生した場合にはこれを排除しつつその速やかな終結を図るために講ぜられるもの

## 国の責務等(第4条)

① 国は、基本理念にのっとり、サイバー安全保障態勢の整備に関する施策を総合的に策定・実施

② 国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、サイバー安全保障態勢の整備を推進するため、相互に連携を図りながら協力するよう努める

## 基本方針(第5条)

サイバー安全保障態勢の整備は、次の基本方針に基づき、推進されるものとする

① **重大サイバー攻撃事態の発生の未然防止等が可能となるよう、能動的サイバー防御措置の実施のための体制を整備**

② **重大サイバー攻撃事態が発生する前の段階及び重大サイバー攻撃事態が発生した段階を通じた機動的かつ効果的な対処が切れ目なく行われるようにする**

③ **重大サイバー攻撃事態の発生の未然防止等に係る措置の実施は、事態に応じ合理的に必要と判断される限度においてなされなければならない**

④ ③の措置の実施においては、**自衛隊その他の関係行政機関及び関係事業者が国民の協力を得つつ相互に連携協力するとともに、関係する外国との協力を緊密にしつつ国際社会の理解が得られるようにする**

⑤ ③の措置の実施においては、**国民の自由と権利の制限は必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われなければならない**

⑥ **重大サイバー攻撃事態の発生の未然防止等の必要性に関する国民の理解と関心の増進**

⑦ **専門的な知識又は技能を有する人材の確保、養成及び資質の向上**

⑧ **研究体制の整備、研究開発の推進**

【法制上の措置は1年以内(第6条)】

## サイバー安全保障態勢整備推進本部(第7条～第15条)

サイバー安全保障態勢の整備の推進を総合的かつ集中的に行うため、**内閣にサイバー安全保障態勢整備推進本部、事務局を設置(本部長:内閣総理大臣 他の構成員:全ての国務大臣)**

## ディスインフォメーションに関する調査研究等(附則第2項)

**情報通信技術を用いた虚偽の情報の拡散が我が国の安全保障に及ぼす影響について調査研究を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずる**

【施行日:公布日】